

蝦夷の叛乱と律令国家の崩壊

——元慶二年の出羽の叛乱を中心として——

佐藤 宗諄

【要約】 律令制的基盤のほとんどすべてを失いながらも、九世紀の政治がなおかつ律令制的支配機構に依存しておしすすめられたことはどういふことであるか。それはすでに指摘されるように、基本的にはとってかわるべき階級が未成熟であるといふことではあるが、それと同時に律令国家の規定性という点にも配慮すべきではないか、これが前に発表した二三の小論の基本的な発想である。しかし先の小論のすべてが、むしろ中央政治の問題に集中して、現実の支配の矛盾の問題についてはかなり観念的になっていた。そこで本稿では元慶二年春から秋田の地におこった蝦夷の叛乱を中心として、当時における国家のあり方を蝦夷社会の生産条件との対抗関係において具体的に究明しようとした。この対応のなかに律令国家の崩壊、「摂関政治」成立の直接の前提を明らかにする素材が含まれており、またそれは律令国家支配の成立過程の分析にも一つの素材を提供することになるはずである。

史林 五〇巻三号 一九六七年五月

はじめに

いまここに描こうとするのは、決して蝦夷の敗北の歴史ではない。また辺境の歴史でもない。「蝦夷」ということばが、中華思想の影響をうけた蛮族として軽蔑を意味したことばであるとしても、「蝦夷の叛乱」は決して日本国土の東北辺におこった地方叛乱の一つとしてのみ理解すべき

ではないし、またそれによって叛乱の本質を正しく理解することができないものでもない。

蝦夷の研究史は古い。かつて日本人の起源をめぐって夷の人種論からこの研究は進められてきた。しかし、その研究史の長さには比べるとその方法論はあまり豊かだとはいえない。「蝦夷のもった豊かな歴史と、日本古代史の展開に関連する多様な史的意義」を明らかにしようとする分析

視角からの構造論は殆ど皆無に等しい。かつてこの方法を正面から論じた門脇禎二氏の提言も必ずしもその後正しく継承されているとはいえない^①。多くの蝦夷研究はその意図とは別に、結果的にはそれは辺境の歴史であり、支配者側からみた歴史であり、或は支配され収奪された「蝦夷」への同情の歴史でしかない。しかし、われわれはいま同情の歴史をかくのが課題ではない。単なる同情以上に、なぜそうならざるをえなかったか、その歴史的必然性を全社会構造にふれて明らかにしなければならぬのである。そうしたときはじめて「蝦夷問題」の史的意義を正しく把握できるからである。

蝦夷はまさしく日本古代貴族にとっては「異民族」であった。したがってこの蝦夷の動向は同時に律令国家の歴史でもある。律令制国家支配の苛酷さと、それから惹起される諸矛盾はこの辺境の地域にもっとも端的に、激烈に表現されるはずである。旧稿でわたくしが論じた平安初期における「良吏」の政治は一つの過渡期の産物であって、九世紀から一〇世紀への転換の歴史的意味、「摂関政治」の成立過程を考える場合には、それでは直接に解答を与えるこ

とはできない^②。「良吏」に對置される反律令国家闘争をすすめた人民の動向に焦点をうつさねばならない。そこでここでは九世紀末葉におこった蝦夷の叛乱を直接の素材として、当時における国家権力のあり方を検証しようとおもうのである。

ここで、あえて元慶の叛乱を中心として論ずるのはわたくしの研究課題にもよるのであるが、幸にして史料も豊富だということである。従来の殆どの蝦夷研究は九世紀初頭で終っており、この元慶の叛乱ともなると「これもすでに服属した地域内の動揺にすぎなかった^③」とさえいわれている。はたしてそうであろうか、それを検討したいのである。論述は多義に互り未熟であるが何よりも明らかにしたいのは右の諸点である。

① 門脇禎二氏「蝦夷の叛乱—その前章—」（『立命館文学』九六号）。

② その他研究史については高橋富雄氏「蝦夷」参照。

③ 拙稿「平安初期の官人と律令政治の変質」（『史林』四七—五）「律令政治の崩壊過程」（『日本史研究』九一）その他。

④ 関晃氏「平安遷都と東北経略」（『國説日本文化史大系』4所収）。もちろんそれ以前の叛乱との間の相違（津田左右吉氏『文学に現はれたる國民思想の研究』二五六頁）を否定するわけではない。その相違の性格を検討するのも小稿の目的なのである。なお本稿をなすにあたって高橋富雄氏前掲書からはいろいろ示唆をうけた。

元慶二年（八七八）も春まだ浅い三月十五日、秋田城近辺の夷俘が叛乱をおこし、秋田城・郡院の屋舎それに城辺の民家を焼損させた^①。本稿で分析しようとする元慶の叛乱である。出羽国においては大规模な蝦夷の叛乱はそれまでには殆どみられない。ではなぜ大规模な叛乱がおこったのであろうか。かつて門脇禎二氏は蝦夷の叛乱とその要因とをめぐって次のようにのべられた^②。

蝦夷の叛乱の史的意義は、東北辺境地域における律令支配の矛盾の展開との関連の上に、さらにその古代末期の政治過程との諸関係において考察することによってのみ、その本質を探りうるだろう。……われわれの現実には、蝦夷の歴史について、それじしん伸びようとする蝦夷の社会と、古代天皇制を核心とする古代國家の東北地方への奴隸制的支配の拡充、この兩者のきびしい接触を、古代史の政治過程の中に、蝦夷農民と律令農民の古代権力に対する激しい抵抗との闘い通をして分析することを切実に要請している。

この分析視角はいまなお有効であり、われわれはここで、

この時期における出羽の蝦夷の大叛乱の可能な歴史的条件の成立過程を大雑把にはあれ一瞥しなければならぬ。

例えば東夷について「識性暴強にして凌犯を宗となす、村に長なく邑に首なし」とか、蝦夷については「男女交り居て父子別なく、冬は則ち穴に宿し夏は則ち櫛に住む、毛を衣とし血を飲み、昆弟相い疑い、山に登ること飛禽の如く、草を行ること走獸の如し」などと景行紀にはでている^③。或は伊吉連博徳は蝦夷三種（都加留・鉤蝦夷・熟蝦夷）のうちもっとも王化に近い熟蝦夷すら五穀なく「肉を食いて存活」い「深山の中にして、樹の本に止住す」とのべている^④。全く未開だというのである。だがこれがすべて歴史的事実なのではない^⑤。「未だ王化に染まざる」ことを示すためのつくりごとである部分が多い^⑥。それは近年明らかにされつつある考古学の諸成果によっても明白なことである^⑦。したがってわたくしたちは別の史料によってその実態を究明しなければならぬ。

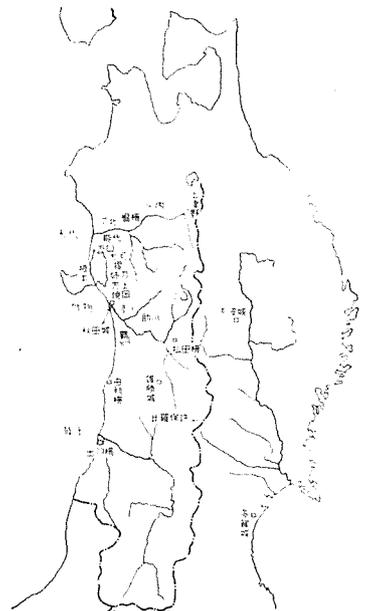
ところで元慶二年に叛乱をおこしたのは左の十二カ村（或いは十五カ村）であるが、その地理的条件を検討するために比定地とその地域における考古学上の成果とを表示

しておこう。^⑧

村名	比定地	倭名抄 郷名	考古学上の成果(弥生・歴史)
上津野	鹿角郡		餅野遺跡・内ノ岱遺跡その他(弥生・枯草・坂古墳群)
火内	大館市・比内郡		中野古墳
榎淵	北秋田郡鷹巣町		深開遺跡・川口一遺跡(弥生・埋没家屋)
野代	能代市(米代川町)		金山チャシ
河北	能代市(米代川北)		飯町古墳・(埋没家屋)
阪本	男鹿市阪本		(志藤沢遺跡)(弥生)蝦夷台古墳
方口	八郎潟西部(宮沢)		(埋没家屋)
大河	南秋田郡八郎潟町大川	率浦郷	岩野山古墳群・(埋没家屋)
堤	南秋田郡井河村	方上郷	坂本古墳・南台火葬墓
姉刀	南秋田郡(飯田川町カ)		
方上	南秋田郡昭和町大久保	高泉郷	北野火葬墓
焼岡	秋田市高岡	添川郷	
* 添河	秋田市添川	芥泉郷	新屋浜古墳
* 朝別	秋田市新屋	成相郷	
* 助川	河辺郡岩見川		

*は倭化の村であり、他はいずれも賤地といわれている村である。また古墳のほとんどすべては奈良時代から平安時代にわたるものであり、また火葬墓も奈良・平安時代のものである。

叛乱にたち上った十二村(十五村)は右のようであるが、問題はこの「村」の性格である。右の比定からする限り、「村」とは自然聚落を主とした共同体と考えることができ、周知のように「村」については清水三男氏をはじめとしてさまざまな研究があり、^⑨いまここで問題としている点



に関していえば八木充氏の説がある。^⑩八木氏は「村は里外にあっていまだ特定戸数で編成されざる自然村落」と規定されている。しかしむしろここで注目したいのは中国における「村」の性格である。宮川尚志氏の研究によれば、「村」とは「中国内地の蛮族が平地に進出して作る聚落、また辺境にある北方民族の聚落に多い」という。^⑪出羽国という辺境の「村」の性格を考えると、この中国でのあり方は注目に値しよう。つまりこの点から推測をたくましくすれば、この十二村は律令国家が蝦夷の一生活集団(聚落・共同体)と認識した(したがって律令法とは異った支

配が部分的には行われていた）地域ということではないだろうか、とおもわれる。この十二村が「秋田城下の賊地」^⑫にあったというのも右のような点から理解できる。それは決して律令国家が支配した「政治的村落」といったものではない。それは先の比定からもわかるように倭名抄に全く記載されない「村」（地域）のあることからもしられる。

したがって「村」は自然集落そのものとは限らないし、かといって「政治的村落」ともいえないのである。それは個別に明らかにしなければならぬ問題であり、ここでは蝦夷にふれていましてこの「村」について考察をしておきたい。

蝦夷関係で現在史料上しられる「村」は約三十に及ぶが、直接その実態を示す例は殆ど皆無に近い。しかも三十に及ぶ「村」を倭名抄と対比してみると、郡名と一致するもの、郷名と一致するもの、いずれにも一致しないものなどさまざまであり、一概にわりきることはできない^⑬。だがここに「村」の性格がもっとも端的に示されているのではあるまいか。高橋富雄氏は「村」について、郡程度のもものと生活上の村落を示すものとの二類型を求められたが、問題はそ

れにもかかわらずその二類型がともに「村」といわれるのは何故かということである。わたくしは先にのべた「村」についての観点にたち、それを前提として「村」の実態について少しく問題としてみた。

先にのべた「村」名と郡郷名との対比からも推測されるように「村」には大小さまざまな規模のものが存在していた。例えば延暦八年（七八九）胆沢討伐に際し焼亡した「村」は十四村で八〇〇余烟であり一村平均五七烟となる^⑭。またいま問題としている元慶二年の叛乱に際し十二村の賊地に接していた「向化の俘地」である添河・霸別・助川の三村では俘囚良民（正丁のみであろうが）合せて三百余人といわれている^⑮。一村平均百人余ということになるが現存戸籍で知られる一里当りの正丁数とほぼ同じである^⑯。かかる点から考えれば「村」には令制の里とほぼ同一の規模をもつ場合もあったということになる。この場合、「村」と里とのちがいは広義での支配上の相違として理解するよりほかにない。「村」とは先にのべた意味で律令国家に把握されていたのであるとすれば、それは決して画一的な支配を意味してはいずれここに里とのちがいがあったのではあるまい

か。したがってこの場合、里に比べれば「村」は明らかに自然村落（その内容については後述）に近かったと考えることができる。しかしこれが「村」の一般的なあり方ではない。これはもともと律令制支配に近い「村」のあり方ではないかとおもう。そこで「村」の成立から右のように定着するまでの過程を大雑把にスケッチしておこう。しかしいまのわたくしにはそれを一般化するほど理論化されていないので、とくにこの叛乱で問題となる秋田城の近くの雄勝村を例として簡単にのべておきたい。

雄勝村が律令支配下に降ってゆく過程については次節で論ずるが、天平九年（七三七）雄勝村を征して陸奥国多賀城から秋田村高清水岡の出羽柵への直路が開かれようとした。¹⁹このときの雄勝村とは地理的には明らかに現在の横手盆地全体を指していたと考えられる。²⁰この征討の折には「官軍我村に入らんと欲す、危懼に勝えず」として雄勝村の俘長等三人が来降している。この三人の俘長がいかなるものであったかは不詳とする外はない。しかし、横手盆地は倭名抄でいう雄勝・平鹿・山本の三郡にあたる点を考えあわせると、この俘長がのちの郡司となりうる地方豪族で

あったのではないかと推測される。²¹このように少くとも三人の俘長がいながら——したがってそれは複数の共同体にわかれていた——全体として「村」といわれたのは各々の共同体を律令国家が全一的・一元的に支配する方式が完成していなかったからであろう。このように考えてくると「村」はその律令的支配が強化されるにしたがって或は郡に更に郷（里）にと編成されてゆく運命にあったことになる。先にのべたような、「村」の規模が形式的にはあれ令制の里に近いということは、それだけ支配単位が小さくなったということであり、それだけ一元的支配へと近づきつつあったということを意味する。この地の蝦夷社会はおそらく部族体制を含んだ氏族共同体を基礎としており、先の俘長はかかる共同体の首長であったと考えることも妥当であろう。

もとより「在地そのものに於ける結合の原型がすでに政治的な支配の原型に立っていた、非血縁的なものを同一氏族に擬した政治的組織」をもち、奈良末から平安初期にかけて次々と改氏姓してゆく陸奥国の地方豪族に比べて、殆ど在地豪族の改氏姓が行われていない出羽国の場合とでは

明らかに相違がある。^②それはたしかに政治支配上の相異にもよるであろうが、在地豪族の成長度のちがいがいも忘れてはならない。一つの推測でしかないが、わたくしはのちにのべるように生産力が陸奥國に比較して低かった出羽國^③では陸奥國にくらべてかなり氏族共同体が強固に残存しており、したがって共同体の首長層には未だ矛盾が顕在化しなかつたとおもう。出羽國の賜姓が少いのも右のような事情が關係しているのではないかと推測され、在地豪族の叛乱が出羽國で少いのもそのあらわれではあるまいか。

この元慶の叛乱でも決して在地豪族が直接主導して行われた闘いであつたとはいえないようである。史料では「豪長」「酋豪」「夷虜」などとするされているが、この十二村の首長の名は全くしることができない。^④また「豪長」らが指揮した気配を史料の背後にのみとすることもできない。先にもみたように米代川の上流は一〇世紀に入っても國家の支配領域とはなっていない。この十二村でも奥地では九世紀末葉はいわば蝦夷の英雄時代であつたのではないかとすら考えられるのである。「豪長」の支配を國家が目標としていなかつたとおもわれるのも右のような構造上の問題

があるように推測する。

とはいえ、この十二村は先の地理的条件から考えてもそれぞれに相異なる側面があるとしても各々に孤立していたわけではない。^⑤十二村が同盟して國家に叛旗をひるがえしている点からもそれは当然であるが、更に言語の側面からそれを指摘できるようである。蝦夷が特有の言語を有していたらしいことはしばしば「訳語」という通訳の存在することからしることができると。^⑥のちにものべるが、小野春風がこの地に入って通訳したことを「春風少くして辺塞に遊び、能く夷語に曉る」と『藤原保則伝』は記している。おそらくこの米代川一帯の十二村の「賊地」はほぼ共通の言語を使用していたと考えられるのではあるまいか。

またこの秋田城以北の十二村が統一して行動をともにできたのは今一つ、渡島・津軽からの「雑皮」などが矢立峠をこえて米代川の流れにそつて秋田城にもたらされる、といった交易上の諸關係によつていたと考えられる。^⑦ではかかる社会構成のなかで何故にこの十二村は律令國家に叛乱をひるがえすにいたつたのであろうか。そのためには今少しく蝦夷社会の生産力の發展と律令國家支配との關係につ

いて検討しなければならない。

- ① 三代実録 元慶二年三月廿九日条。
- ② 門脇禎二氏前掲論文。
- ③ 日本書紀 景行天皇四〇年七月戊辰(16)条。
- ④ 日本書紀 齊明天皇五年七月戊寅(3)条所収。
- ⑤ 例えば津田左右吉氏「東國及びエミシに関する物語」(『日本古典の研究』上所収)、長谷部言人氏「蝦夷」(『日本民族』所収)、田名綱宏氏「古代蝦夷とアイヌ」(『蝦夷』所収)、坂本太郎氏「日本書紀と蝦夷」(『日本古代史の基礎的研究』上所収) など、それぞれ異なる部分もあるが、いまはとわない。
- ⑥ 例えば「冬則宿禰穴、夏則住禰」(『景行四〇年紀』は「上、古淳朴、冬、夏、果、後、世、聖人、代以宮室」(『統紀神皇元年十一月甲子条』)といわれていることからわかるように、未開であるということの代名詞のようなものである。
- ⑦ その最も代表的なものは伊東信雄氏「考古学上から見た東北古代文化」(『東北史の新研究』所収) 氏家和典氏「蝦夷の抵抗とその背景」(『文化』一九一五) などであろう。高橋富雄氏「蝦夷」参照。
- ⑧ 吉田東伍「大日本地名辞書」、考古学上の成果については奈良修介・豊島昂氏「秋田県の考古学」によった。
- ⑨ 「村」と村落についての研究史は島田次郎氏「日本中世村落史の研究」(とくに七一〜九頁)参照。その後の研究としては直木孝次郎氏「古代國家と村落」(『ヒストリア』四二号)がある。
- ⑩ 八木充氏「奈良時代の村について」(『続日本紀研究』七一九)。
- ⑪ 富川尚志氏「六朝時代の村について」(『六朝史研究 政治・社会篇』所収)。
- ⑫ 三代実録 元慶二年七月十日条。

- ⑬ いまこれを個々に検討する紙幅はないが、本稿に関連した一例をあげれば「秋田村」は郡名と「方上村」は郷名と一致する類である。
- ⑭ この辺境における支配単位の特殊性について、軍防令の「堡村」・「陸奥戸籍断簡」などから、「辺地に孤立した一村落到行政単位としての機能を実態上与えられている」堡村に辺境村落の特殊構造を求められた説がある(村尾次郎氏「律令財政史の研究」四九二頁)。しかしそれでは「辺地に孤立した一村落」とはいかなる構造をもつかを村尾氏の研究があるにもかかわらずなお具体化しない限り、結局実態ぬきの論理上・観念的な相違となつてあらわれるにすぎないようにおもふ。
- ⑮ 高橋富雄氏「蝦夷」一五二、二八三頁。しかし、それを政治村落と生活村落とに区分される点には疑問が多い。
- ⑯ 続日本紀 延暦八年六月甲戌(3)条。
- ⑰ 三代実録 元慶二年七月十日条。
- ⑱ 岸俊男氏「防人考」(『日本古代政治史研究』所収)。
- ⑲ 続日本紀 天平九年四月戊午(14)条。
- ⑳ 高橋富雄氏「蝦夷」二二六頁。
- ㉑ 雄勝郡・平鹿郡は天平宝字三年九月、山本郡は貞観十二年十二月にすでに成立している。
- ㉒ 門脇禎二氏前掲論文。
- ㉓ 高橋富雄氏「辺境における貴族社会の形成」(『歴史』一一二)。
- ㉔ 現在知られるのは殆ど平安時代になってからであり、下記の如くである。大伴直(日本後紀弘仁2・9・壬辰) 上毛郡緑野直(日本後紀弘仁3・4・庚子)、大滝宿禰(続日本後紀承和10・12・乙卯)、吉弥侯(続日本後紀承和11・7・甲申)などにすぎない。
- ㉕ この点についてはむしろ西斜面の方が稲作に適していると考える山田安彦氏「東北日本における律令國家の漸移地帯」(『立命館文学』一

六九)があるが、私は高橋富雄氏の説にしたがいたい(『蝦夷』「陸奥国と出羽国」)。

㉔ たゞし、三代実録元慶二年十月十二日条の小野春風の行動を記した部分で「入上津野、教諭賊類、皆令降服、賊首七人相従同来」とある点からすれば、或は当時上津野村は七つの氏族共同体から成立していたと推測できるかもしれない。高橋富雄氏前掲書一五九頁参照。

㉕ 村尾次郎氏は「大化のころには……部族と部族との間には組織的関係がなく」といわれている(村尾氏前掲書四三三頁)が、部族間の交易はかなり存在していたと考ええる。

㉖ 続日本紀 養老六年四月丙戌(16)条、日本後紀 延暦十八年二月乙未(21)条、三代実録 元慶五年五月三日条、『藤原保則伝』、『延喜大藏式』。しかし言語の内容については知りえない。但し金田一京助氏の研究によればこの一帯にはアイヌの住んでいた可能性も存することになる(『北奥地名考』)。また古川古松軒は『東遊雜記』で秋田ノ能代では「この辺言語解らず、馬卒に所の名あるいは花の名または行程を問うに、通づることは稀なり」とのべている。

㉗ それを推測させるのは例えば類聚三代格 延暦廿一年六月廿四日太政官符が参考となる。

二

「山を登ること飛禽の如く、草を行ること走獸の如し」

といわれるように、支配者階級によって作られた古代史料にはあたかも蝦夷が狩猟生活を営む未開人かのようにしている^①。しかしそれは先にものべたように考古学の諸成

果によって誤りであることが明らかにされている。或は「大化のころは、彼等の一部は狩猟生活から農耕的生活に発展しつつあった」という考え方もあるが、これも推測の域を越えるものではない^②。ここでは雄勝・横手盆地に焦点をあてて具体的に右の課題にせまろう^③。

陸奥に比較して明らかに社会発展の遅れていた出羽地方では、考古学の諸成果が示すところによれば、米作の流入はまず平野部では最上川流域の庄内地方に限定されているようであり、横手盆地へ稲作が入るのはかなりの後のこと^④のようである。すでに早く阿倍比羅夫の齧田・淳代・津軽への遠征があるとはいえ、それはいわば点の支配にすぎず、最上川以北に本格的な律令国家支配が進行するのは少くとも八世紀初頭和銅年間以降のことであろう^⑤。したがっていまここで問題にしている出羽国北部についていえば、陸奥国とはかなり発展差のあることにまず注意しておかなくてはならない^⑥。公的に養蚕が出羽国に移入されたのも和銅七年(七一四)のことであり、これから問題にしようとする雄勝地方一帯の蝦夷の主なる生産はやはり狩猟(牧畜)を中心としていたと推測するのがもっとも妥当であろう。例

えば出羽国における国家負担の殆どすべてが、現在知られる限りでは馬であるという点も右の推測を傍証する。⁹⁾或は天平宝字五年(七六一)の「造寺雑物請用帳」には調布として相摸・上総・下総・常陸・陸奥など東国の国名がみえながら出羽は記されていない。¹⁰⁾弘仁六年(八一五)三月廿日の太政官符などからもしられるように馬は陸奥・出羽から補給されており、とくに農業生産力の低かった出羽国を支配することによって律令国家にもたらされる利益は恐らく馬をはじめ、熊皮などの「雑皮」といったものであったかと推測される。¹¹⁾一般的にいえば右のような出羽地方にどのように稲作は移入されていったのだろうか、それは同時に律令国家支配の進展の過程でもある。後述するように当初稲作技術を取得することは国家支配に入らぬ限り不可能なことだったからである。

越後国にあらたに出羽郡が建てられたのは和銅元年(七〇八)のことであるが、四年後には新たに出羽国がおかれることになる。¹²⁾しかしそれは決して律令国家支配がこの地に成立したからではない。むしろ支配のためにまず「国宰を樹て、永く百姓を鎮せん」がためであったことは建国の

太政官議奏に明白である。おそらく最初出羽国は越後国出羽郡と陸奥国最上・置賜二郡の合せて三郡よりなり、その北限は定められていなかったと考えられる。しかし実際にこれらの諸郡は最上川以南にすぎず、新莊盆地以北は律令国家にとっては全くの未開地であった。そのみならずこの三郡すらがなかなか国家の考えるように支配がスムーズに行ったわけではない。たとえば建国から四年を経た靈龜二年(七二六)の中納言巨勢朝臣萬呂の奏言はそれを明白にものがたっている。「出羽国を建て已に数年を経たり、吏民少稀にして狄徒未だ馴れず、其の地膏腴にして田野寛たり、請うらくは随近の国の民をして出羽国に遷し、狂狄を教諭し兼て地利を保たしめん」とのべている。¹³⁾かかる情況であれば、雄勝峠をこえた北方に広大な横手盆地のあることを律令国家はしるよしもなかったであろう。だが周知のようにこの横手盆地の中心横手市の郊外には条里制の遺構の存在が指摘されている。¹⁴⁾ではこの条里制はいつ施行されたのであろうか。ここで横手盆地の開発の進展について考えてみよう。

そもそも雄勝の地が国家によって問題とされるのは、天

平五年（七三三）十二月、それまで最上川河口附近においていた出羽柵を「秋田村高清水岡」に遷したことに端を発する^⑧。かつての阿倍比羅夫以来この日本海側では海岸線にそって北へと国家支配が進められていた。横手盆地の開発・支配以前にそれ以北の秋田村高清水岡に柵がうつされたということは、この地が日本海から眺めても絶好の要地と考えられたからであろう。こうして前進基地としての出羽柵は秋田村へうつされたのであるが、それと同時に未だ殆ど支配されてはいない雄勝村に郡を建てることにしている。いわゆる権郡であるが、むしろこれは方針を示したにすぎないとみるべきであろう^⑩。

ところが、蝦夷支配の要衝である陸奥国多賀城から出羽柵へ通じる道として最上川を下り海岸線にそって北上するということは「行程迂遠」だとして、天平九年（七三七）「雄勝村を征し以て直路を通さん」とした^⑪。直接にはここから横手盆地一帯の蝦夷と律令国家との諸関係・諸対立がでてくる。この天平九年二月二五日に多賀柵を出発した藤原朝臣麻呂等一行の行動についてはすでに古くから説かれてきたところであり問題も多いが、ここではとくに雄勝に

関する部分についてのみ考えておこう^⑫。二月二五日に多賀城を出発した一行が賊地比羅保許山に到着したのは四月四日のことである。麻呂等は狄俘の言によってこの比羅保許山から雄勝村までは五十余里であり、その間は平らだが二つの河があることを知ったらしい。これは裏返せば律令国家は四年前雄勝村に郡を建てることにしたとはいえ、じつはその雄勝村の所在さえ現実にはふれて認識してはいなかった、ということになる。おそらく律令国家の認識した雄勝村とは、最上郡の北方にある蝦夷の社会といったぐらいで、その領域について確たる知識はなかったに相違ないのである。先にもふれたようにこうした雄勝村の俘長等三人が「承り聞く、官軍我が村に入らんと欲す、危懼に勝えず」と降を請うている点から考えると、おそらく雄勝村にはいくつかの氏族共同体が存在しており、降を請うたのはそれらの共同体の部族長であったと考えられる。またこの地一帯では未だ殆ど稲作農耕は行われていなかった、少くとも文献上からはそう考えられる。例えば鎮守將軍大野朝臣東人は「早く賊地（雄勝村）に入り、耕種して穀を貯え、運糧の費を省かん」としたが「而して今春大雪にして常年に

倍す、是に由つて早く耕種に入ることを得ず」というありさまであつたという。少くとも城をつくつても「城を守るに人を以つてし、人存するに食を以つてす」、その食がないという情況だったのである。たとえ城壘を一朝にして成したとしても、それは耕種をとまなわれない限り、国家には「俘等の懼怨」をうけるのみで「労多くして功少ない」政策だとして、この天平九年には比羅保許山から「官軍之威を示し」ひきかえしている。律令国家が以降この地にかゝるなる対策をたてたか、全くあきらかにすることはできない。ただ天平宝字元年（七五七）七月には「出羽国小勝村の柵戸」への移住を示す記事があることからすれば、ごく簡単な柵が小（雄）勝村には営まれていたということになる。^④のちにのべるように、そうした柵を中心にその近辺の人民が各々に律令国家の支配下にくみいれられていくといった形で雄勝村は律令国家支配の地となつてゆくのであろう。こうしたなかで天平宝字三年春からは柵を更に発展させた雄勝城をつくることになり、翌年にはそれが完成している。^⑤こうして雄勝城の完成とともに、従来の「雄勝村」は雄勝・平鹿の二郡にわかれ、かつての雄勝村の入口であつ

た平戈（比羅保許）以下横河・雄勝・助川に駅家がもうけられることになる。^⑥これ以降、もはや「雄勝村」とよばれた例はない。より国家支配が強くなったのである。もちろんこれをもつて横手盆地すべてが国家の画一的な支配下に入つたとはいえない。しかしここで雄勝城がつくられたというところが雄勝郡が成立する一つの重要な役割をはたしていると考えられることに注目したい。^⑦いかえれば、城をつくることの意義の検討が重要である。^⑧そこで次にその検討にうつらう。

先にのべた天平九年の例からもわかるように城柵をつくる、ことが同時に耕種をもともなつて、いと推測されるが、それをもつとも適切に示しているのは陸奥国の桃生・伊治城の場合である。すなわち「营造已に畢る、厥の土沃壤にして、其の毛豊饒なり、宜しく坂東八国をして、各々部下の百姓を募らしめ、如し情農桑を好み彼の地利に就く者有らば、則ち願に任せて移徙し、便に随いて安置し、法外に優復して民をして遷ること楽わしめん」と勅しており、四ヵ月後には浮岩百姓二五〇〇人余を伊治村においている。^⑨或は延暦二三年（八〇四）「土地境埒にして、五穀宜しからず、

加以北隅に孤居し相救を隣むこと無^①い秋田城が停廢されようとしたとき「宜しく城を停めて郡とし、土人浪人を論ぜず、彼の城に住む者をもつて編附すべし」としているように、城とは決して軍事上のみのものではなく、むしろ農耕をひろめ、支配領域をひろめる前進基地であつたのである^②。城に住む者が兵士とは限らないからこそ、城がかなり広大な土地を附屬していたからこそ、城は郡になりうるのである。秋田城は六七町三反九畝余の土地である^③。桃生城の場合は陸奥国の三丁以上の戸二〇〇畑を城郭に置いていることからその面積も想像にかたくない^④。城堡は賊を障防するものではあつても「守固之城」ではない場合もあるのである^⑤。

こうした直接城内で農耕に従事するものはいうまでもなく柵戸とよばれた人々であるが、彼らの中には犯罪者もいた^⑥。彼らは「遠く郷関を離れ、傍に親情なく、吉凶相問わず緩急相救わざる」状態におかれていた^⑦。そこには全く自由のない生活があるのみであり、律令支配の苛酷さほもつとも強く、奴隸的な生活をしいられていた。「辺城之成に配し、則ち物情穏やかならず、逃亡已む無^⑧い」のだが、

しかしそれはまた罪となる。「凡そ兵庫の垣及び筑紫の城を越えるは徒一年」であり、「陸奥越後出羽等の柵亦同じ」であつたのである^⑨。

こうした奴隸的な経営とともに農耕は次には次第に「城下」へと広がってゆく^⑩。例えば軍防令にはそれが左のように規定されている。

凡縁^⑪東辺北辺西辺諸郡人居、皆於^⑫城堡内安置、其営田之所唯置^⑬莊舎、至^⑭農時堪^⑮營作者出就^⑯莊田（下略）

おそらくこうした形で城下の人民にも農耕技術を伝え、ついで彼らがようやく自立しうる段階になると直接個人身支配をするのではあるまいか。神護景雲元年（七六七）十一月に雄勝城下の俘囚四〇〇余人が歎塞して内属すること^⑰を乞うたというのは右のような事情によると推測される^⑱。

天平宝字三年に城が完成してからこの年までにこの四〇〇余人余が国家の支配下に入ったのである。おそらく彼らには種子が与えられ、田畑の耕作を行わせ王民化するとともに、また雄勝城の辺軍にもあてられたに相違ない^⑲。したがって一たび騒動がおこればたちまち「田疇荒廢」するわけである^⑳。

このように考えてくると雄勝郡の成立過程はかなり明らかとなる。つまり先進的農耕技術を有して城柵をつくり、それを前進基地として近辺にそれを及ぼすとともに、彼らを個々に支配して行くのと並行して、横手盆地一帯を雄勝村↓雄勝郡・平鹿郡と建郡してゆく。全体と部分とのくみあわせとでもいふべきであろうか。それは或は律令国家成立期における郡の成立過程を考える場合にも一つの示唆を与えはしないだろうか。

こうした過程を経て「蝦夷社会」はおそらく大きく生産力をあげたであろう。しかしそれは同時に律令国家への支配をもともなっていた。^⑧奈良時代末期になると、蝦夷の叛乱が問題の中心となってくるのは右の矛盾の展開の結果であるようにおもわれる。それをやや具体的にみておこう。

宝亀七年（七七六）、出羽国志波村の賊が叛逆した折には「官軍利あらず」という状態に陥ったし、翌年になっても賊は「蟻結毒を肆」して出羽国軍を敗退させた。^⑨その生産力的な基礎は右にのべた点にあったのではないであろうか。つまり、農耕技術の移入にもなつて蝦夷社会の生産力も上昇したということはそのまま国家支配の貫徹を意味して

はいなかったのである。例えば宇漢迷公宇屈波字等が徒族を率いて賊地に逃還ったように、生産技術の移入は蝦夷へ直接間接に武器を与えることにもなる。賊地に逃還った豪族はぎつと一二の同族を率いて城柵を侵すにちがいがなかった。もちろんこうした変化は蝦夷の社会組織を改変せずにはおかなかつた。つまり「豪長」などの部族長が国家官僚組織の末端に組入れられ部族を支配するにいたるであろう。しかし、それもまた国家支配にとつて安全弁たりえなかつた。陸奥国上治郡大領の伊治公皆麻呂の叛乱のように次には族長間の対立を惹起させてくるからである。^⑩

このように城をつくり、郡をたてるということがそのまま国家支配の貫徹を意味していなかつたのも当然とはいへ留意しておかなくてはならない。宝亀十一年（七八〇）八月の秋田城をめぐる対策のなかにもそれは示されている。^⑪

狄志良須俘囚宇奈古等疑曰、己等拠、惡官威、久居、城下、今此秋田城、遂永所、乘歟、為、番依、旧還保乎者、下、報曰、夫秋田城者、前代將相僉議所、建也、禦、敵保、民、久経、歳序、一旦、率而乘之、甚非、善計、（中略）宝亀之初、国司言、秋田、難、保、河辺易、治者、当時之議、依、治、河辺、然、今、積、以、歳月、尚、未、

移徒（下略）

出羽北辺の域も常にこうした危機にさらされていたのである。この年五月には横手盆地でも叛乱がおり、「百姓、賊が為に略せらるる所、各々本業を失ひ、彫弊殊に甚し」^⑭ かったが、「更に郡府を建て、散民を招集し、口田を給ふと雖も未だ休息を得ず、茲に因つて調庸を備進するに堪えず」ということで延暦二年（七八三）には復三年となつてゐる。一たび叛乱がおれば彫弊甚しいとはいへ、かつての賊地雄勝村にもこの頃には口分田が存在し、調庸を備進するにまで国家の支配は行きわたっていたのである。もちろんこの頃には条里制も部分的にはあれ成立していたと考えられる。この「土地曠遠にして民居稀少」であるみちのくでもようやく小規模とはいへ「百姓之間、土人浪人便に隨いて田を墾す」ようになり、弘仁二年（八一）にはその地に公驗がなくとも私有することを許している。徐々にはあれこれのように生産力は発展していったのである。しかし先にものべたように、これも一たび立場をちがえれば叛乱への手段となる。とくに劣悪な自然環境のもとにおいて副次的にはあれ国家への叛乱へとかりたててい

つたであろう。陸奥国ですら「此地郡寒くして積雪消え難し、僅に初夏に入り、調を運び上道す、山を梯し海を帆るに艱辛備至し、季秋の月に乃ち本郷に還る、民の産を妨げること此れに過ぎたるはなし」という有様であれば、裏日本の出羽では一層条件はきびしかったはずである。^⑮ 蝦夷の社会は八世紀末から叛乱の連続であった。それは或は困窮においこむ国家支配からの離脱であり、その意味で律令支配からの解放の闘争であった。奈良初期からの生産力の発展は彼らには誠に幸なことであつたといふべきである。しかし、いまそれらの叛乱を具体的に分析する紙幅はない。ただこうした叛乱に対し国家は教諭するとともに、或は官位姓名といった律令的秩序、或は同類のなかで「心性」のすばらしい首長の把握、或は食料の給与、或は先にのべた墾田私有の許可といった蝦夷への懐柔策を行つてゐる。^⑯ かしだからといって国家の本質がかわつたのではない。例えば弘仁七年（八一六）には左のような勅がでてゐる。^⑰

勅、延暦廿年格云、荒服之徒未練風俗、狎馴之間不_レ収田租、其徵取限待後詔者、今夷俘等、帰化年久、漸染華風、宜授口分田、經六年已上者徒収田租。

田租が免除されたのも、結局収奪のための予備的な政策にすぎなかったのである。

だが一方、蝦夷の叛乱は律令国家に甚大な打撃を与えるとともに、蝦夷社会内部にもまた打撃であった。なぜなら叛乱は次にはまた貧困をもたらすからである。「辺郡の人民、暴に寇賊を被り遂に東西に適び流離分散す、若し矜恤を加えざれば恐くは後の患を胎かん」^④。だからこそ「吏朝旨に乖い存恤に事はす、彼等申す所日を経る理とせず、愁を含み怨を積み遂に叛逆を致さん」ということにならざるをえない^⑤。更にいま一つ例をあげるならば左のものはそれをもっとも典型的に示しているものといえる^⑥。

勅曰、夫辺要之寄、安危攸繫、慎微慮萌、理固宜然、但時臨農要、人競耕稼、而多動土衆、遠行屯戍、恐懷患役之嗟、終乏如婦之志、凡用兵之通、未必費多、苟奮其力、一以当千、宜便簡拔近城兵一千人、和誘其心、精練其武、能守衝要、以備機急、又知騷擾之由、発於飢困、(下略)

律令国家支配は貧困をもたらし、叛乱をもたらす。叛乱は貧困をもたらす。しかしかかる過程の中でも生産力は上昇してゆく。蝦夷の叛乱の主たる要因は当時の貴族たちが認

識したような「民情險惡」として理解すべきではなく、或いは一部官吏の問題に帰すべきでもない。以上のべてきたような、生産力の発展とその限界、それと律令国家支配との矛盾、それらのもっと典型的な現象形態として叛乱を理解すべきなのである。実はこの元慶の叛乱も決してその例外ではなかったのである。

- ① 日本書紀 景行四十年七月戊戌(16)条。
- ② 村尾次郎氏『律令財政史の研究』四四三頁。
- ③ この横手盆地の歴史地理学的研究は石母田正氏「辺境の長者」(『歴史評論』九二・九五・九六号)によってなされている。現在部分的には誤りと思われる部分もあるが、東北の開発をとりあつた最もすぐれた研究の一つである。本稿も氏の研究から多くの教示をうけている。
- ④ 一般的には伊東信雄氏によっても指摘されている(『前掲論文』)。「弥生式文化は東北北部にも早くから入って、その南方では稲作も行われていたことは広野出土の土器片の痕跡によって明らかであるが、これももっと北方まで一般化することはおそらく困難であつたらう」。
- ⑤ 後述するように、出羽郡・出羽國の設置をはじめ、対出羽政策のほとんどはこの和銅年間に集中している。
- ⑥ 高橋富雄氏「東北古代の開発」(『東北史の新研究』所収)参照。
- ⑦ 続日本紀 和銅七年二月辛丑(13)条。
- ⑧ 続日本紀 和銅三年四月辛丑(20)条、養老二年八月乙亥(14)条。類聚三代格弘仁六年三月二十日太政官符、貞觀三年三月廿五日太政官符、続日本後紀 承和四年四月癸丑(21)条など。

⑨ 大日本古文書五卷。

⑩ 延喜民部式下、類聚三格延暦廿一年六月廿四日太政官符。

⑪ 続日本紀 和銅元年九月丙戌(28)条、同和銅五年九月己丑(33)条。また、日本書紀 天武十一年四月甲申(22)条の「越蝦夷伊高岐

那等、請俘人七十戸」為「二郡」乃「聽之」が出羽郡の前身とする説がある(高橋富雄氏「古代国家と辺境」岩波講座『日本歴史』三所収)が定かではない。なお東北地方における郡の成立の時期と地理との関係については服部昌之氏「東北地方における郡の成立」(『史林』四六一

二)参照。

⑫ 続日本紀 靈龜二年九月乙未(23)条。

⑬ 横手盆地と新莊盆地の分界線である雄勝峠が律令国家支配上でも大きな分界線であったことは服部昌之氏前掲論文に詳しい。

⑭ この点石母田正氏は前掲論文でとくに問題とされつつ結論は保留されたが、一方「思いきって平安中期以降の在地土着層と結びつけて考える必要があるのではないか」ともべられている。しかし、その後虎尾俊哉氏によってこれが律令制下における条里制の遺構であることがほぼ確実視されるに至った(『秋田市北郊の条里遺構』『日本上古史研究』四一三)。したがって石母田氏が分析されつつこの地割と直接には結びつけられなかった「城柵と郡家」についてあらためて検討する必要がある。

⑮ 続日本紀 天平五年十二月己未(26)条。

⑯ 権郡について服部昌之氏は「城柵や国府において必要とする人夫・兵士の現地における簡便は調達方法として採用したもの」とされている(前掲論文)が、少くともこの雄勝の場合は更に形式的なものと考

⑰ 続日本紀 天平九年四月戊午(14)条。

なおそれまでの出羽柵への交通路は次のコースが考えられる。(一)多

賀城から名取川・最上川の流れてそって庄内に達し、羽越線のラインで秋田に達するコース、(二)福島附近から白石・赤湯を越えて出羽に入るコース、(三)越後から庄内へのコースなどである。(新野直吉氏『多賀城と秋田城』九一～二頁参照)

⑱ 例えば和田芳男「奈良時代陸羽連絡策の研究」(『史学雑誌』五三一)など。

⑲ 続日本紀 天平宝字元年七年戊午(12)条。

⑳ 続日本紀 天平宝字四年正月丙寅(4)条。

なおその位置については横手盆地南端の雄勝郡羽後町城廻り・足田地域と考えるのが有力なようである(『秋田県の考古学』一三四頁)が、高橋富雄氏は仙北平野の中央部の払田柵(仙北郡仙北村大字払田地域)を雄勝城に指定されている(『蝦夷』二三五～九頁)。わたくしはいまだ断定することはできないが、どちらかといえは払田柵を擬定する方が合理的のように思う。但し、城廻り・足田の遺跡は或は雄勝柵であると考えることもできよう。いずれにしても最初から固定していたと考えるより、支配にしたがって北上したと考えてよいのではあるまいか。

㉑ 続日本紀 天平宝字三年九月己丑(26)条。但し、ここでは朝日新聞社本の読みにしたがう。

㉒ 服部昌之氏前掲論文。

㉓ この点についてはすでに指摘されている点でもあるが、ここではわたくしの問題の関心にしたがって略述する。したがって石母田正氏前掲論文、服部昌之氏前掲論文、高橋富雄氏前掲著書なども合せて参照されたい。

㉔ 続日本紀 神護景雲三年二月丙辰(17)条。同年六月丁未(11)条。

㉕ 日本後紀 延暦廿三年十一月癸巳(22)条。また約八七ヘクタールに及ぶという有名な払田柵はそれを考える上で示唆するところが多い

〔上田三平氏「弘田柵趾報告書」〕。

②⑥ 大山宏氏「秋田城址について」〔『秋田県史跡名勝調査報告第一』〕。

②⑦ 続日本紀 神護景雲三年正月己亥(30)条。

②⑧ 軍防令 縁辺諸郡人居条義解。

②⑨ 柵戸(及び鎮兵)については高橋富雄氏「東北古代史上の柵戸と鎮兵」〔『日本歴史』九〇〕、「蝦夷」(二四〇頁以下)に詳しい。

③① 続日本紀 天平宝字四年十月癸酉(17)条。

③② 続日本紀 神護景雲三年正月己亥(30)条。

③③ 衛禁律 越垣及城条。

また柵戸の労働については門脇禎二氏前掲論文参照。

③④ 「城内」と「城下」については石母田正氏がするどく指摘されている(前掲論文)。

③⑤ 続日本紀 神護景雲元年十一月甲寅(8)条。

③⑥ 続日本紀 天平宝字二年六月辛亥(11)条所引天平十年閏七月十四日勅。

③⑦ 続日本紀 宝亀六年三月丙辰(23)条。

③⑧ さもなくとも官人の不正によって貧困を味わされねばならなかった。

③⑨ 類聚国史弘仁四年十一月庚午(21)条。

③⑩ 続日本紀 宝亀七年五月戊子(2)条。宝亀八年十二月辛卯(14)条。同年十二月癸卯(26)条。

③⑪ 続日本紀 宝亀元年八月己亥(10)条。

③⑫ 続日本紀 宝亀十一年三月丁亥(22)条。

③⑬ 続日本紀 宝亀十一年八月乙卯(23)条。

③⑭ 続日本紀 延暦二年六月丙午朔条。なおこの叛乱が或は先の秋田城をめぐる問題と関係あるのかもしれない。またこうした叛乱の背景を生産力の点から解明しようとしたものとして氏家と典氏「蝦夷の抵抗とその背景」〔『文化』一九一五〕がある。

③⑮ 類聚三代格 弘仁二年正月廿九日太政官符。石母田正氏前掲論文参照。

④① 続日本紀 神護景雲二年九月壬辰(22)条、また文徳実録斉衡元年四月壬午(28)条には「去年不_レ登、兵士逃亡、曰_レ乏_レ屯戊……逆乱之萌近在_レ目前」とある。

④② 日本後紀 弘仁五年十二月癸卯朔条、同弘仁三年六月戊子(2)条、類聚国史延暦十九年五月戊午(21)条、など。

④③ 類聚国史 弘仁七年十月辛丑(10)条。

④④ 続日本紀 養老六年閏四月乙丑(25)条。

④⑤ 類聚国史 弘仁四年十一月庚午(21)条。

④⑥ 文徳実録 斉衡二年正月戊申(27)条。

三

『藤原保則伝』によればこの元慶二年(八七八)春に夷虜が叛乱の理由をのべたとして、次のように記している。

異時秋田城司(良岑近、貪欲暴横、谿壑難_レ填、若毫毛_レ不_レ協其求_レ者、楚毒立施、故不_レ堪_レ苛政、遂作_レ叛逆、

しかし、この城司の苛政を叛乱の基本的な要因とみてはならない。①それはいたずらに問題を矮小化してしまい、結局「民情險悪」という中央政府の判断と基本的には一致するものである。

例えば叛乱の勃発した元慶二年の前年、京師・畿内諸国

穀類	42050石
把	8分6毫
750斛	
347領	
533枚	
157枚	
50枚	
326枚	
8380隻	
6枚	
8枚	
60面	
55柄	
71張	
55柄	
29具	
100具	
13柄	
8柄	
52枚	
181字	
73字	
108字	
161字	
28字	
27基	
61基	

——とくに河内・和泉は亢旱がひどく公卿は僉議して東京中に常平司を置いて官米を出售することになっている。これは出羽国でも例外ではなく、出羽国司はそのありさまを「元慶元年穀稼多く損し、調庸備えず」と中央に報告している。③ おそらくこうした自然現象と城司の暴政とが蝦夷の貧困に一層の拍車をかけたに相違なく、それが叛乱をみちびきだしたのではないかとおもふ。④ 叛乱にたちあがった十二村の蝦夷は秋田城へ攻め入り、城司良岑近が脱出する間に城に放火し「軍資器械一時に蕩尽」してしまった。⑤ その被害額は左表のようである。またこの年の叛乱で殺害された百姓は九九人に及んでいる。⑦ この叛乱の規模を推測するに十分である。

こうして叛乱は勃発したのであるが、その報告をうけた

中央太政官政府はその被害情況も十分つかめぬまま次のような勅符をくだしている。⑧ 国家の認識をする上に重要なものである。

夷虜悖逆、攻_レ燒城邑、犬羊狂心、暴惡為_レ性、不_レ加_レ追討、何有_レ懲_レ、又、事須_レ量發_レ精兵、扼_レ其喉咽、但時在_レ農要、人事耕種、若_レ多動_レ衆、恐妨_レ民務、夫上兵伐_レ謀、良將不_レ戰、巧設方略、以安_レ辺民、（中略）宜_レ施_レ慰撫之化、以遏_レ風塵之亂。

ここで注目されるのは、一方で「追討を加えずして何ぞ懲父あらんや」としながら、他方「宜しく慰撫の化を施して風塵の乱を遏むべし」としていることである。表面的には儒教的徳治主義によって「農要」をかかげてはいるが、それは修飾でしかない。真の理由が追討すべき軍隊の欠如にあることは明らかである。例えば宝龜五年の場合と対比してみよう。この折、対蝦夷政策では「伐つ可からず」とする消極派と「必ず当に伐つべし」という強硬派とが対立したが、「敢て王命を拒む、事已を獲ず、一に來奏に依り宜しく早く軍を発して時に応じ討滅すべし」ということになった。⑨ たとえ「已を獲ず」とはいえ討滅することに決定した背後には軍編成が可能であるという条件があったから

であろう。やがて延暦期に入り、全国的な律令軍制が崩壊し、国家的な軍事制は急速に衰退の色をみせてくる。こうしたなかで九世紀中葉になると、蝦夷への対応策が変化してくる。斉衡二年（八五五）陸奥国の叛乱に際しては「凡そ兵を用うるの道、未だ必ずしも多を責しとせず、苟くも其の力を奮へば一に以て千に当る」として近城の兵一千人を簡んで衝要を守らせることにしている。^⑩これは先の宝龜の場合とも、またこの元慶の場合とも異なる、いわばその中間的なあり方を示している。このような対策の変化をみると、あえてここで「不戦」の方針をとらしめた要因が律令軍制の崩壊にあったことはほぼ疑う余地はない。九世紀末葉の律令国家の軍隊がいかなるものであったか、それについては以下でできる限り具体的に事件にふれてみてゆこう。

出羽守藤原朝臣興世から報告をうけた中央太政官では、前述のように「不戦」をめざしつつ、同時に隣国陸奥には警肅を加えて国内を鎮めるとともに万一出羽国から援兵を請われた場合には事機を失うことなく迅速に赴救するよう命じている。ところが三月末には叛乱は一層拡大してきて

いる。出羽国司である小野春泉や文室有房らが精兵を率いて秋田城に赴いて合戦したものの「夷党日に加わり、彼は衆くして我は寡なし」というありさま、更に官軍は「去年登らず、百姓飢弊して軍士を差発するに曾つて勇敢なし」なのである。したがって「城北郡南の公私の舎宅、皆悉く焼残し、殺虜の人物勝げて計ふべからず」、城内にあった器仗はすべて焼尽し「一も取る所なし」ということで全くの完敗であった。^⑪出羽国の器仗の多くを貯えていた秋田城は灰燼にきしてしまった。この叛乱の勢力は日一日と増してゆく。「賊徒弥々熾しく、討平すること能はず、且は六百人の兵を差して彼の隘口野代営を守らんとし、焼山に至る比おい賊一千余人有り、官軍の後に逸出し、五百余人を殺略し脱帰する者五十人、城下の村邑、百姓の廬舎賊が焼損する所と為す者多し」と奏言している。^⑫焼山がもし秋田城地域の焼山地区であるとすれば、この六百人の官軍は或いは「秋田営」からでも派遣されたもので、秋田城に至る一歩南西で壊滅されたことになる。米代川流域の奥地の蝦夷を封ずる野代営に至るにはほど遠い。

こうしたなかで中央では「事非常にして或いは変生ずる

を恐れ」陸奥国に精勇なる兵二千、隣境の上野・下野に援兵各一千人をそれぞれ出羽国へ赴かせることにしている。¹³⁾

とはいえ戦況は中央官人の全く予想もできないことであつたらしく、「胡城は雲を隔て、魏闕は天に遙か、路遠くして事疑わし、指問す可きに非ず、必ず事は巨細なく、委曲を記録し、知見すべからしむべし」と勅している。¹⁴⁾ それにしても「近日夷虜凶逆にして残害止まず、軍興ありと雖も、俄に殄滅し難し」という情況であれば何か新しい対策をしなければならぬ。ここで「良吏」の誉まれたかき右中弁藤原朝臣保則を出羽権守に任じたのである。五月四日のことである。叛乱がおきて二月近く経ている。この保則の登用の過程については『伝』に詳しく記されている。それについては次節で検討するとして、この保則が出羽に到着するのは六月廿八日のことである。それまでの間に官軍は一層の苦境におこまれている。そこでまずそれまでの蝦夷の動向についてふれておくことにしよう。

出羽への援兵も予定通りには進まない。陸奥守源恭は奏言のなかで当時の東国の兵力の様子について次のように述べている。¹⁵⁾ 「兵二千人を発し出羽国に差遣し既に畢んぬ、

更に彼の国の請に依り、亦五百人を発す、又恐る、当国の夷隣賊の警に依り、其の狼心を動かし、其の蝮尾に掉さんか」として援兵二千人を請うている。隣国に援兵を送ればとたんに自国の警護がおろそかになるという危機的な状態に陥っていたのである。こうしたなかで蝦夷はいかなる動きを示すか、検討してゆこう。

先に精兵を率いて秋田城に赴いて完敗を喫した小野春泉・文室有房らは秋田宮におり、彼らからの報告によると次のようである。¹⁶⁾

四月一九日最上郡擬大領伴貞道と俘魁玉作宇奈磨、官軍五六〇人を將いるも途中三〇〇余人の賊と合戦。賊一九人射傷、官軍七人負傷、伴貞道戦死。
四月二〇日賊いよいよ増加、官軍苦境に陥り軍を引いて營に還る。

四月二一日接戦、賊の死者五三人瘡者三〇人、官軍の死并瘡者二一人、賊の弓三一・鞆二五・襖一七領及び米穀糶若干を奪取、賊の廩舎一二を焼ぎ、生虜七人。ただし官軍の疲れ極まり、矢が尽き、營に引き還る。

五月七日宇奈磨を遣す、營の近辺で賊と相戦い、賊二人殺傷するも、宇奈磨賊の手に没れる。

その後、俘囚三名が停戦を要求、蝦夷の要求は秋田、河以北を彼らの地となすこと。しかし甲冑を着た賊五人が草中に隠れており、輕兵一〇〇余人を遣して、三人を射殺す。その後、賊徒狼狽となり侵凌やまず、官軍征伐するも未だ摧滅できず。

蝦夷の要求は雄物川以北を律令国家支配の及ばない、自からの国土とすることにあつたのであろう。この「秋田河以北」は出羽でももっとも早く稲作の普及したところであり、比較的生産力の高い地帯である。この生産力を基礎として律令国家支配からの脱脚をねらつたのである。それが失敗に終るや蝦夷たちは再び叛乱にたちあがる。

五月中旬のことであろう。やつと蝦夷に奪取されていた秋田城にたちもどつた官軍たちは藤原統行・小野春泉・文室有房らに率られ城内に「甲を蓄え、糧を積」んでいた。

陸奥押領使大掾藤原梶長らも陸奥・出羽兩國の兵五〇〇〇余人を率いて秋田城中にいた。秋田城を完全に奪還したと考へていたのであろう。ところが突如蝦夷があらわれて四方を攻囲し、官軍は賊の前に敗戦し、統行らは帰還してしまつた。ただ文室有房のみは「殊に死して戦い、賊数人を殺し」たものの、矢を左脚にうけて帰還せざるをえなかつた。

た。もはや「軍、後継無し」という状態であつたからである。甲冑三〇〇領・米糶七〇〇領・衾一〇〇〇条・馬一五〇〇疋はそっくり蝦夷のものとなつたのである。また「死者勝計すべからず」といつた激戦であつた。こうして律令国家は再び秋田城を失つたのである。

「官軍の戦は人に固志なく、敵に望むに奔竄し、唯生是れを求む」ような戦意のなさでは、自からの生命をかけたであろう蝦夷に対抗すべくもない。

事、逃散、陸奥軍士二千人、押領使大掾藤原梶長等、竊求山道、皆悉逃亡、

秋田營を囲んで退脚の様子をみせない蝦夷とただ逃散のみを考へている官軍とは全く対照的である。これに対し太政官は小野春風・坂上好蔭らが精兵各五〇〇人を率いて任地に赴いていること、逃亡した兵二〇〇〇人を追還することを出羽に下しているが、そこには何ら新しさを見出すことできない。六月二日には東海東山兩道諸国に勇敢輕銳なる者二九〇人の徵発の用意を命じているが、その結果も明らかではない。このあと六月二八日には寵寿ら七僧を出

国名	人数
伊勢	二〇
参河	二〇
遠江	一〇
駿河	三〇
相模	二〇
甲斐	二〇
武蔵	三〇
下総	三〇
常陸	五〇
美濃	三〇
信濃	三〇
計	二九〇

羽に遣し、降賊法を修めさせている。^④
うしたなかで六月廿八日、政府期待の藤原保則は出羽の任地に到着する。

以上この叛乱の前半を通じていえることは蝦夷のおどろくほどのエネルギーの強弱と、前には官軍は全く完敗をきしているという点である。蝦夷のこのエネルギーの強弱は、それだけ彼らの生産力の発展を示し、また国家支配の苛酷さを示すものであるが、それとは全く逆にあらゆる点でその弱体・無気力ぶりを示したのが官軍である。しかも問題は律令国家がこのような危機に陥りながら何ら前進的な対策をだしていない点である。中央貴族たちは叛乱の報告にきた出羽飛驒使が禁中に入るとは「死穢に染むと謂うべし」^⑤だとしている。古い理念にとらわれた古代貴族たちの期待をその双肩に担った藤原保則がいかなる対応を示すか、次節でそれについて論じよう。

① 例えば北山茂夫氏『日本の歴史4』、高橋富雄氏前掲書。
② 三代実録 元慶二年正月廿七日条。

③ 三代実録 元慶五年八月十四日条。
④ 石母田正氏『古代末期政治史序説』四五～六頁。
⑤ 『藤原保則伝』。
⑥ 三代実録 元慶五年四月廿五日条。
⑦ 三代実録 元慶五年六月廿八日条。ここで九九人中三〇人が籍帳に記載されていないことは注目してよい。秋田城近辺の約三割は政府によって直接支配をうけていなかったと考えられるからである。
⑧ 三代実録 元慶二年三月廿九日条。
⑨ 続日本紀 宝龜五年七月庚申（23）条。
⑩ 文徳実録 齊衡二年正月戊申（27）条。
⑪ 三代実録 元慶二年四月四日条。
⑫ 三代実録 元慶二年四月廿八日条。
⑬ 三代実録 元慶二年四月四日条、同四月廿八日条。
⑭ 三代実録 元慶二年四月廿八日条。
⑮ 三代実録 元慶二年五月四日条。
⑯ 三代実録 元慶二年五月五日条。
⑰ 三代実録 元慶二年六月七日条。この条の前半は本来これ以前の条にあるべきものであろう。
⑱ 石母田正氏『古代末期政治史序説』四五～六頁。
⑲ 半田市太郎氏「志藤沢遺跡発掘報告書」（『秋大史学』九）。
⑳ 三代実録 元慶二年六月七日条。
㉑ 『藤原保則伝』。
㉒ 三代実録 元慶二年六月八日条。
㉓ 三代実録 元慶二年六月十六日条。
㉔ 三代実録 同条。
㉕ 三代実録 元慶二年六月十一日条。

藤原保則がこの叛乱——しかも官軍は完全に劣勢であった——に権守として登用されたのは明らかにそれまでの彼の国司としての治績のなさしめるところであった^①。昭宣公「藤原基経に「君亦悉くすべし、願わくは智謀を尽して飭讓たること勿れ」といわれ、「身は旧と文吏、未だ嘗つて跨馬引弓を知らず」であるが「必ずしも已むを得ず、愚計を用うべし」と東国派遣を保則が承引したという『藤原保則伝』の記事は事実に近いことだとおもう。^②このあと彼は不遇であった前左近衛将監小野春風の起用を要求して、^③彼らとともに東国へ下るのであるが、彼の対征夷策を『伝』は次のように記している。長文になるが引用しておこう。

蝦夷内付以来 欲漸二百年 畏服朝威、無有寇逆、如聞 秋田 城司良岑近者 聚斂無厭、徵求万端 故疊怨積怒、致叛逆 夷種衆多、遞相合從、賊徒数万 窮寇死戰、一以当百、難与争峰 如今之事者 雖坂將軍再生、不能蕩定、若教以義方、示以威信、播我德音、變彼野心、不用尺兵、大寇自平、

あきらかに「和平」的態度である。それは最初にのべたこ

の叛乱に対する国家の態度と全く一致するし、また「良吏」として「文吏」のみちを歩んできた彼にしてみればそれ以外にほどこすべき施策はなかった。

こうした態度で出羽への道を「昼夜兼行」でいそいだ彼に、その途中途中でもたらされる戦況は先にのべたところからも明らかのように「賊虜強盛にして官軍頻りに敗す」ということで、從騎の一〇余人は「皆、褫魂奪氣せざるなし」というありさまであったという。かかる困難を記したあと、出羽についた保則について『伝』は即座に蝦夷の帰服の状態を得意げにしている。しかしわれわれはいま一度三代実録の記述にもどってことの本質にさぐりを入れなければならぬ。

任地に到着した藤原保則が授けたという「行軍の籌策」とは次のようなものである。^④

- (1) 文室有房・清原令望・南淵秋郷は上野見到兵六〇〇人を率いて秋田河南に屯し、
- (2) 向化した俘地添河・霸別・助川三村の俘囚二〇〇人と良民一〇〇人、計三〇〇余人をして賊を添河に拒める。
- (3) 「大道の大衝」雄勝城のある雄勝・平鹿・山本三郡と添

河・瀬別・助川三村の俘囚とは「其心を慰諭し、相勵勉せしめる」がため三郡の不動穀を給与している。

これらは結局、賊を秋田河以北にとどめ、それと同時に河南が叛乱に加わらぬよう慰諭している。その限りでは、これは先に蝦夷が講和条件として示した河北の領有を第一段階としては認めたものであり、蝦夷と対立する要素を含んではいない。ここには「良吏」保則の政治のあり方を最も端的に見出すことができる。この軍の配置と教諭策は後退の方策であることを確認しなければならない。これは叛乱の中心である河北はそのままである。叛乱した蝦夷が「其の党種多く幾千人か知らず」、津軽地方の夷狄と同じかどうかも明確ではなく、もし叛乱した蝦夷と同類であれば「大兵と雖も輒く制す可き難い」。常陸・武蔵両国軍合せて二〇〇〇人をもって非常に備えねばならぬ所以である^⑤。上野・下野・陸奥三国の軍士は四〇〇〇人に達するといえ、陸奥軍二〇〇〇人は先に亡帰しているし、上野軍六〇〇〇余人は秋田河南にいるし、下野軍は「未だ強弱を知らざる」ありさまでしよせん河北に攻撃を加えることは不可能に近いことだったのである^⑥。

この報告をうけた中央では「夷狄を以て夷狄を攻」める方法——これはすでに奈良初期から行われていた^⑦——を承引するとともに、保則が雄勝郡等の俘囚らに官米を給したことをさして、「多に賊徒を破る、豈此の一举ならんや、計の上者也」と絶賛したのである^⑧。九世紀末葉ではこの妥協策こそが上計でありこれ以上の良策はないというのだ。更に保則は神社への祈願をするとともに俘囚を利用して鎮圧しようとしたらしい^⑨。こうして河南への叛乱の波及をどめる一方、小野春風・坂上好蔭らには陸奥国から上津野村へ軍を進めさせている^⑩。恐らく志波村から現在の花輪線にそった道をすすんだのであろう。蝦夷を背後からついたのである。こうして叛乱した蝦夷は「首尾を夾攻」される破目に陥つたのである。こうした保則の対策について、中央貴族は次のように高く評価している。「事奇正を用いるは兵家の貴しとする所、今俘虜を募るに多く醜類を殲す、是れ夷人義を慕うこと至切たりと雖も、抑亦国宰は梅駁の方を得たり、臨機之略実此の如くすべし、其れ能仁・法天等忠誠頻りに著わす、聞きて之を嘉とす、克に功績を逐ぐ、亦美ばしからずや」と^⑪。

このような中央貴族のよろこびの中で、「首尾を夾攻」された蝦夷はようやく戦う気力が衰えてきたようである。八月末からこの叛乱の雲行きはどうやら反対になったらしい。八月二三日には「賊氣已衰」え精兵を率いた小野春風の軍を進ませべきか否かも問題なほどになってきている。しかしここで「宜しく事勢を量り便に随いて進止すべし」としながらも、賊徒の鎮圧に功のあったものはたとえ城が焼亡して会聚するところがないとはいえ、賞賜を加えることを命じている。味方のなかから叛乱者でないことに終始一貫留意しているのである。八月二十九日には文室有房らが賊地に入るとまず心憂をのべ、ついで賊三〇〇人が降伏してきた。賊地の奥である上津野では小野春風が教諭して皆降服せしめ、賊首七人と共に九月廿五日には秋田營の北へやってきた。こうして「野心馴れ難く、静動変り易い」とはいえ「八月より賊降するの状相續きて絶えざる」状態となったのである。叛乱にあげくれた元慶二年の暮が近づくとともに、この出羽の蝦夷の叛乱もまた終末に近づいたようである。一月一〇日には掠奪した甲二二領を「凶賊」たちは返してきた。「降を乞うる賊二百人、進むる所の甲

廿有余、賊党数多くして、官甲已に少し、野心測り難し、疑うらくは是れ矯飾か」と考えた官人もいた。しかし小野春風が「自ら賊地に入り具に逆類の過を悔むの心を知る、今亦霜雪を蒙犯し、降を乞うこと懇切なり」といい、もしここで疑をさしはさめば、かえってまた叛乱にかりたててしまおうだろうと主張し、保則は結局春風の意見をみとめて^⑭いる。

こうして元慶二年も暮れるが、六月には「官軍畏懼して只逃散に事」わしめるほどの勢力を有し、保則の従者をして気力を奪わせるほどの勢力であった蝦夷がなぜ八月中旬以降に降伏するにいたったのであろうか。諸先学は殆どすべて藤原保則や小野春風の教諭にその基本的な要因をみとめて^⑮いる。しかし、以上のべたことから明らかなように、賊に対して教諭したのは上津野における小野春風のみであって、それ以外に賊を教諭したことは史料上明らかになることはできぬのである。しかもその上津野における例すら、「賊氣已に衰えた」後の行動ではないのか。保則が注意したのは味方の叛乱であって、賊に対しては決して積極的な行動にはでていない。この蝦夷の衰退、叛乱の終焉の要因

を藤原保則の政治『「教諭」』にもとめるとすれば、それは歴史の非常に皮相的な理解であるのみならず、何よりも歴史的事実に背反するのである。わたくしたちはもう一度この叛乱の終焉について検討してみなければならぬ。

結論を先にのべれば、わたくしは蝦夷が叛乱から帰順に転じたのは先にのべたような生産力の発展段階に規定されたことであると考える。先にわたしは、この叛乱の原因について論及したとき、それが生産力の低さによる相対的な収奪の強化によるのではないか、とのべた。前半にあれ程の反抗をつづけた彼らが急に掌を返したように帰順した真の原因はその生産力的な限界以外には考えようがないのである。戦乱がどれほど荒廃をもたらずか、それはいくどとなく史料上にみいだすことができる。例えば宝龜八年（七七七）に陸奥では「今年四月、国を挙げて軍を発し、以て山海の両賊を討つ。國中総劇にして百姓艱辛す」といわれたし、^①出羽では「宝龜十一年雄勝平鹿二郡の百姓、賊が為に略せらるる所各々本業を失い、彫弊殊に甚し」といわれている。^②それは治化の地であろうと、蝦夷の地であろうと、同様に戦乱の舞台として荒廃するのである。蝦夷の

叛乱が単発的で、しかも殆どが実質上一年で終わってしまったのも、やはり生産力に規定されてのことであろう。例えば「陸奥の蝦賊騒動し、夏自り秋に渉る、民皆塞を保ち田疇荒廢せり」といわれるように。^③すなわち九月にいたって降伏する者が増えたのも右の点と関係するのであり、また秋の早い東北の地には九月といえはすずに「嚴冬」^④とすらいわれることがあるのである。九月十五日に秋田營の北に到着した小野春風が上津野からきた道は「泥深く風寒くして肅烈、嶮岨を經過するに士卒疲勞す」るのである。保則自身も「当国の形勢、地は北陸に迫り、秋天に雪多し」とのべている。^⑤こうした自然条件と農耕の未発達——とくに米代川上流域——とを考えると、先に引用した「霜雪蒙犯にして、降を乞うこと懇切なり」という蝦夷のことは実感をもってわれわれにつたわってきはしないであろうか。わたくしは動乱終焉の原因をここに求めたいとおもう。

ではこうした蝦夷の動向のなかで律令国家はいかなる対策を示して行くであろうか。年あけて元慶三年（八七九）正月十三日、保則に早急に蝦夷を討つことを命じてきた。^⑥しかしそれは当時の軍のあり方からして不可能なことであ

る。先にのべたように蝦夷の降伏は決して官軍の軍事力が強かったことを意味するものではない。保則は「進止すること能わざる」理由を次のようにあげている。当時の官軍のあり方を知る上には興味深いものである。

まず第一には「臣等賜う所の諸国の兵千八百余人」（上野下野各八〇〇・陸奥二〇〇）であり、それと奥地の賊と近城の反虜とを討つことはできない。それに城柵も修造しなければならぬ。第二には出羽では元来兵士鎮兵が五六五〇人あるはずであるが、この非常時でもこれにみたないではないか。第三には蝦夷は「愁状十余条を進め怨叛の由を陳べ、詞旨深切にして甚だ理政有」るし、「先ず賊類を教諭し」「若し逆心を革めざれば兵を進めて討滅」してもおそくはない。第四に更にいま「重ねて大兵を請い、將に降虜を討たんとせば、国弊れ民窮し克堪す可きこと難し」である。この奏言は内容も複雑であるが、大きくまとめればこうしたことを保則は主張したのである。もちろん彼はこれを満足すべき体制だとは考えていない。彼はこの奏言の最後をこう結んでいる。^②

臣等以為、賊寇无聞、年代稍久、因_レ此_レ變亂、不_レ窮_二誅戮_一、恐

綏禦如_レ失、辺難不_レ絶、更_レ發_二大軍_一、僕滅无_レ燼、國家之長策、天下之上計也、臣等不_レ敢專決、持_二疑於懷_一、進退之間、謹行_二天策_一。

こうして三月五日の勅によって諸国の軍士は解陣放却された。^③正月十三日の進軍すべしという勅は破棄されたのである。この叛乱も終わったのである。否、これを機会にやめざるをえなかったという方がこの本質をついているといふべきかもしれない。徹底的に叛乱した蝦夷を鎮圧するにはあまりに官軍は弱体でありすぎたのである。六月二六日征戦体制をといたあとの出羽の防備体制を藤原保則は次表

司	出羽 国 团	雄 勝 城	秋 田 城
大 毅	一	一	一
小 毅	三	三	三
主 帳	三	三	三
校 尉	二〇	七	六
旅 師	四〇	一六	一六
火 長	六〇	二〇	二四
列 士	八〇	三五七	三〇三
鎮 兵	六五〇	二〇〇	四五〇
兵 士	一六五七	四〇〇	三五〇

のようにしている。こうした彼は自らの立場を次のように
のべている。^{②③}

臣保則等 行事相違 兵威未振、適降恩詔、延緩征討、逆
類再生、平民復業、但臣等以為、夷狄之性、強弱難測、朝為
慳寇、夕甘重戮、縱請降之後、如有小變、臣等恐偏慮、
存國還陷罪戾、伏望更賜天使、檢察其事、

叛乱の再生に心をいたさなければならぬ保則である。か
つて叛乱の頭初秋田城から奪われた武器もすべてが秋田城
にもどったわけではない。春海運奥雄は「賊地」で甲冑六
六領を勘取しているのはその一例である。^④したがって乱後
の整理には予想外に時間をとっている。元慶四年四月、保
則はやっと京にもどってきたのである。^⑤

ここで最後に官軍の組織の問題について若干整理してお
かなければならない。この九世紀末の軍隊がたとえ地方豪
族らを掌中に把握していたとしても、かつての律令軍とは
比較にならぬ機能しか有しなかったことは、以上のべてき
たところから明らかである。更に今一例を示せば次の保則
のことばはもっとも典型的にそれを示している。^⑥

案去延曆年中被下当道陣図、以一万三千六百人為一軍、

分作三軍、輜重八百人、擔夫二千人、而今上野下野兩國之軍
千六百人、輜重擔夫二千余人、好蔭所率之兵五百人、輜重擔
夫千余人、因此言之、多違旧例、

律令国家にとってこの叛乱の鎮圧には大きくいえば国家の
運命がたくざられていた。その鎮圧も決して官軍の強さを示
したものでないことは何度かくり返して主張したことであ
る。とするならば、それらからわたくしたちはこの叛乱の
終焉について次のように結論づけることができるのである。
蝦夷社会の生産力の限界と国家の軍事組織の限界とが相
照応していた、そこにこの叛乱がかかる終結のしかたをし
た基本的な要因があったのである。もし官軍がこのままで
蝦夷の生産力がより高ければ叛乱は更に続いて勝利を獲得
し自らの領土を確立しえたかもしれない。もし官軍の組織が
統一しえていたならばより徹底的に蝦夷を皆滅できたはず
である。しかし、伸びようとする蝦夷の社会と古代国家の
東北地方への奴隸的支配の維持とのきびしい抗争も終末に
近づいたようである。「以夷制夷」策が決して問題を基本
的に解決するものでないのは当然であるが、この元慶の叛
乱ではそれすら十分に通用しなくなることがしられる。

この叛乱の終末は「以夷制夷」策以上に問題をのちに残すことになったのである。何よりも保則自身がそれを充分知っていた。後の小変を恐れながらも先にみたような対応をしなければならぬ点に保則の苦悩もあったに相違ない。

「良吏」藤原保則がその能力を發揮しえたのは、右のような蝦夷の社会と律令国家軍とのバランスのたまたたれている段階においてのみ可能であった。そこに保則の歴史的宿命ともいえるべきものがあつたようにわたくしはおもう。

したがって、あえて極言するならば、蝦夷の帰順の基本的な条件は保則の「徳治」に求めらるべきではなく、かかる蝦夷社会の自然的環境とそれに左右されやすい在地構造のあり方に求めらるべきであろう。保則の政治の成果がたとえ若干左右したとはいえ、それを基本的なものと考えることができない。保則の政治と蝦夷の帰順とは極端にいえば、偶然の一致にすぎぬ。むしろ保則はその時期を待っていたというべきかもしれない。三代実録の編者や『藤原保則伝』の著者三善清行が、蝦夷の帰順と保則の政治とを関連づけて記録したようにわたくしにはおもわれる。

① この点についてはすでに著名なことであるが、拙稿「九・十世紀の

国家と農民問題」(『日本史研究』七二)参照。

② 三善清行が『藤原保則伝』をしるそうとした動機は『元慶注記』により、この出羽の叛乱での活躍を知ったことによるらしい。この『元慶注記』は或は『三代実録』の資料になったのかもしれない(川口久雄氏『平安朝日本漢文学史の研究』二五五頁)。したがってこの叛乱に關する『伝』の記事はなかり信用できる。但し筆録にあたっては前後入れかえもしており、必ずしもすべてを事実とみることはできない。また川口氏は保則について「反叛や盜賊におびえたつ辺境の農民に觸れて思案し実践しようとする新しい行動的人間像が描かれる」とのべておられる(前掲書二五七頁)。

③ 『伝』には小野春風について「前年類遭讒謗、免官家居」とあるが、いつ讒謗にあつたかは(或は貞觀末年かとも考えられる)不詳である。

④ 三代実録 元慶二年七月十日条。

⑤ 三代実録 元慶二年七月十日条。

⑥ 三代実録 元慶二年六月十六日条。

⑦ 高橋富雄氏前掲書。

⑧ 三代実録 元慶二年七月十日条。

⑨ 三代実録 元慶二年七月十日条、同八月四日条。

⑩ 三代実録 元慶二年八月四日条。

⑪ 三代実録 元慶二年八月四日条。

⑫ 三代実録 元慶二年九月五日条。

⑬ 三代実録 元慶二年十月十二日条。

⑭ 三代実録 元慶三年正月十一日条。

⑮ 高橋富雄氏前掲書、北山茂夫氏『日本の歴史』4など。

⑯ この場合、『藤原保則伝』に記されたものは、必ずしも歴史的眞実を伝えたものとは限らないので、ここでは当面除いておく。

⑰ 続日本紀 宝龜八年九月癸亥(15)条。

⑬ 続日本紀 延暦二年六月丙午朔条。

⑭ 続日本紀 宝龜六年三月丙辰（23）条。

⑮ 続日本紀 宝龜十年九月癸巳（27）条。

⑯ 三代実録 元慶三年三月二日条。

⑰ 三代実録 元慶三年正月十三日条、同三月二日条。

⑱ 三代実録 元慶三年三月二日条。

⑲ 三代実録 元慶三年六月廿六日条。

⑳ 三代実録 元慶四年二月十七日条。

㉑ 『藤原保則伝』。

㉒ 三代実録 元慶三年三月二日条。

㉓ 高橋富雄氏前掲書一六〇頁参照。

五

いままでこの九世紀末葉の出羽国における蝦夷の叛乱について、はむしろその事件の過程に重点をおいてのべてきたのであるが、或は必要以上に詳しく論旨に明快さを欠いたかもしれない。しかしわたたくしここで、あえてそれぞれの時点での蝦夷・出羽国衙・中央太政官のそれぞれの動きをできる限り明らかにしようとしたのは、この動きのなかにこそ、九世紀末の国家支配のあり方がもっとも具体的に示されていると考えたからである。このなかにこそ、古代における政治編成の歴史的意義を解明する素材がひそ

んでいると考えたからなのである。それはすでに今までのべてきた事実が何よりも明らかに物語っている。だが、そうした意義をもったこの叛乱もおわった。あとにはまた貧困がまっていた。「頃年頻りに不登に遭い憂は荒飢にあり、若し優恤せずんば民夷和し難し」^①。だが蝦夷の叛乱は執拗につづく。出羽で再び叛乱がおこるのは天慶二年（九三九）四月のことである。この俘囚の叛乱は地域的にも元慶の場合と殆ど同じである。「官舎を開き、官稻を掠取り、百姓の財物を焼亡し、又異類を率いて来るべし」とその行動もほぼ同じである。^②この叛乱の主体がいかなるものであったかは知るすべはない。しかし中央の対策を眺めてみると、いままでのべてきた元慶の場合とは様相を異にしていることは明白である。例えば四月十七日に叛乱の報が入り、翌十八日に定められた対策とは、（一）精兵を練めて警固に勤めること、（二）浪人は高下雑人を論ぜず軍役に差宛てること、（三）大物忌神神山への御占をすること、の三点であった。^③以降にも「弥々精兵を練めて賊徒を追討すること」を命じたりもしているが、そこには何ら新しさはない。諸卿が太政大臣家に参会しても名案はうかばない。^④むしろ「出羽国言

上の雑事等を定めらる。事多きに依り今夜定了べからず」戊尅に退出したという。^⑥ その間にも叛乱は拡大していったのである。八月まで『眞信公記』にみえるこの叛乱が以降どうなったかはわからない。^⑦ おそらくここでも自らの暴力装置を独自にもちえぬ国家は危機に陥ったに相違ない。

しかしおそらくこの叛乱でも蝦夷は自滅せざるをえなかったであろう。彼らには地域的に広く連帯をしない限り古代国家そのものを破滅へとおいこむことはできない。

東国が貧困を克服し、連帯を強めたとき、そこにはおそらく新しい世界がうちひらかれたであろう。だがそれにはこの叛乱はあまりにかけはなれすぎていた。或はこの元慶の叛乱が律令国家の軍事力と政治力の弱体さを暴露した、それだけで満足すべきなのかもしれない。こうした古代国家支配のない土地を求める叛乱が客観的には古代国家そのものを歩一歩と破滅へ導いていくからである。^⑧ だが、古代国家が崩壊し去ってもなおかつ彼らは支配と従属の生活をしいられねばならなかった。^⑨ まだまだ論究しなければならぬ問題が多い。しかしすでに与えられた紙数をこえてい

る。それは後日に期すとして、長々と叛乱をめぐる論じてきたわたくしには、いま、この叛乱の舞台であった秋田城址に建立されている句碑がおもいかぶ。「山美しく人貧し」、伊藤永之介のことばであるという。

① 三代実録 元慶四年二月廿五日条。

② 日本紀略 天慶二年四月十七日条、また眞信公記によると「凶賊乱逆、与秋田、城軍、合戦事等……」(天慶二年四月十七日)とある。この叛乱については新野直吉氏「撰関時代北辺史に関する二三の管見」(『撰関時代史の研究』所収)でも、元慶の例或は中央政治との関係からその歴史的意義をも論じられている。

③ 眞信公記 天慶二年五月六日条。

④ 本朝世紀 天慶二年七月十八日条。

⑤ 本朝世紀 天慶二年五月七日条。

⑥ 本朝世紀 天慶二年七月十六日条。眞信公記 天慶二年七月十六日条。

⑦ 眞信公記 天慶二年八月十八日の記事を最後としてあとはわからない。ただし、翌年三月までは続いていたらしい(『政事要略巻卅』)。

⑧ 石母田正氏『古代末期政治史序説』五三頁。

⑨ 例えば古川古松軒は『東遊雜記』のなかで、横手盆地で「田所は上方・中国筋にはかわらず、稲作のみごとなるに、何とて貧窮の住居なるやと、人足に出でしものに尋ねければ、御領主より懸りもの多く(下略)」とのべている。

The Ezo's 蝦夷 Rebellion and Dissolution of Ritsuryô 律令 State

—around the Ezo's Rebellion in the Dewa 出羽 Province in the
2nd year of Gangyo 元慶—

by

Sojun Satô

Why was the politics in the 9th century still executed through dependence on the ruling structure of the Ritsuryo 律令 system, losing almost all the foundation of the Ritsuryo system? The reason is, as it has been pointed out, the fact that the inheritable class was fundamentally under immature condition and also regularization of the Ritsuryo state should be considered; this is the idea of our several monographs already published. All these monographs, however, were centralized into the problem of central politics and were to be idealistic on the point of real contradiction of government. Then this article examines concretely the existence of the state at the time, in its confronting relation with the productive conditions of the Ezo 蝦夷 society around the Ezo's Rebellion in Akita 秋田 since spring in the 2nd year of Gangyo 元慶. This correspondence includes material that explains the direct premise of "dissolution of the Ritsuryo state" "formation of the Sekkan 攝關 government", and also it will offer a material for analysis of the forming process in ruling the Ritsuryo state.

Philosophy of History in Ch'un-ch'iu-kung-yang-hsüeh 春秋公羊學

—Standpoint of Ho-hsiu's "Ch'un-ch'iu-kung-yang-ching-ch'uan-chieh
-ku" 何休「春秋公羊經傳解詁」—

by

Ichiro Inaba

At first sight the commentary ("Ch'un-ch'iu-kung-yang-ching-ch'uan-chieh-ku" 「春秋公羊經傳解詁」) of Kung-yang-ch'uan 公羊傳, one of the three Ch'un-ch'in-ch'uans 春秋三傳, by Ho-hsiu 何休, scholar of the later Han 後漢, contains a philosophy of history that society and culture develop from 'Shuai-luan' 衰亂 (decline and disturbance) through 'Sheng-p'ing' 升平 (restoration of peace) to 'T'ai-p'ing' 太平 (perfect peace),